

様式第1号

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

平成31年 3月 7日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 清水 敏男

記

1 概要等

（1）入札対象

ア 件 名	エレベーター保守点検業務委託
イ 場 所	新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）
ウ 期 間	平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで
エ 概 要	エレベーターの定期点検及び緊急点検業務等一式

（2）入札手続の方法

要領の規定による。

（3）最低制限価格

有（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における以降の入札に参加できません）

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出すること。

（1）期 間

平成31年 3月11日（月）午前10時00分から
平成31年 3月15日（金）午後 4時00分まで（必着）

（2）提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 2階事務室

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。

（1）入札日時

平成31年 3月19日（火）午後 2時30分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 3階会議室

4 この入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査（建設業者に限る）を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 埼玉県物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、平成29・30年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿の業種区分「建築物管理」のA等級に格付けされ、大分類「点検・検査業務」・小分類「搬送運搬設備」に登録された者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(8) 履行実績

契約の締結日にかかわらず平成20年4月1日から公告の日までの間に、埼玉県内において、国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体（出資法人を含む。）が所有又は管理する施設において、エレベーター保守点検を元請けとして完了させた実績を有する者であること。

また、本業務委託に関する事業に関し、合併、会社分割又は営業譲渡等を行った場合においては、従前の会社の実績を履行実績とすることができる。ただし、その場合には、それを証明する書面を提出すること。

(9) 配置予定技術者

ア 配置予定技術者は、一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機検査資格者を有する者であること。

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

ウ 配置予定の技術者は、確認申請書の提出期限日の3箇月以前から恒常的な雇用関係があること。

(10) 現場代理人

本業務委託は、「現場代理人の常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める業務委託」の対象とする。

なお、兼務を認める業務委託の対象及び条件は、「現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱い要領」によるものとする。

5 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行後に確認する。

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸与（電子データによるため、1GB以上の容量のUSBメモリを持参すること。）は、次のとおりとする。

（1）閲覧及び貸与期間

平成31年 3月 7日（木）午前10時00分から

平成31年 3月15日（金）午後 4時00分まで

（2）閲覧及び貸与場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 2階事務室

7 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

（1）受付期間

平成31年 3月 8日（金）午前10時00分から

平成31年 3月13日（水）午後 4時00分まで

（2）質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を公社ホームページで公表する。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札に関する注意事項

（1）入札書に記載する金額

金額は消費税及び地方消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。）

（2）入札金額見積内訳書

要領様式第6号を作成し、入札時に提出する。

（3）入札回数

ア 再度入札は3回まで行うことができる。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

（4）入札の辞退

要領第16条の規定による。

（5）その他

ア 一度提出した入札書及び入札金額見積内訳書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより審査の順序を決定する。

ウ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

エ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札。

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札。

ウ 金額の訂正のある入札書による入札。

エ その他要領第20条に該当する入札。

10 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除する。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付方法は、次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を、入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領第14条第2項に規定する参加資格者の確認の際に入札執行者に提示する。

入札保証金振込口座

銀行名	埼玉りそな銀行県庁支店
口座名義	公益財団法人埼玉県下水道公社
種類	普通預金
口座番号	4630836

(3) 上記(1)のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限

平成31年 3月19日(火)午後 2時30分まで(入札開始前まで)

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。

ア 平成28年4月1日から公告の日までに国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と締結し、かつ、履行した契約金額が100万円以上の業務委託(又は修繕、工事)2件(共同企業体にあつては、経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員に限る。)について、その契約書の写し及び

完了又は完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。

イ 当公社と締結し履行した業務委託（又は修繕、工事）については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

（５）入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

11 支払い方法

完了検査終了後一括精算

12 埼玉県において、平成３１年度の予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務代行委託契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。

13 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 庶務担当 大山

電話番号 ０４８－４６６－２４００

FAX番号 ０４８－４６６－２４０１